日の出町低所得世帯向け
エアコン設置緊急支援事業のご案内

低所得世帯における熱中症対策強化事業（東京都補助事業）



補助対象

受付期間の延長と、対象世帯の拡大を行います

＜対象世帯＞

申し込み時点で、町内に住民登録があり、令和７年度、または令和８年度の住民税が非課税、または住民税均等割のみ課税世帯、及び児童扶養手当受給世帯のうち、次の１から３のいずれかに該当する世帯。

1. 自宅にエアコンが１台も設置されていない。
2. 自宅に故障して動かないエアコンしかない。
3. 製造から 15 年以上経過したエアコンしか設置されていない。

エアコン



＜対象機器＞

- 認定証交付後※、令和９年２月 28 日までに購入・設置が完了したもの
- 壁または窓枠に固定して設置するもの
- 助成対象世帯が居住する町内の住宅に設置するもの（※ 事業用として購入したものは対象外）
- 町内の小売店舗等で購入したもの

※ 補助を受けるためには、事前の申し込みの手続きが必要です。（訪問調査を実施します。）

東京ゼロエミポイントとの併用可能です。

東京ゼロエミポイントのホームページで取扱店舗等ご確認ください。

※ ゼロエミポイント付与対象の製品を購入した場合は、当該ポイント相当額を控除した額を助成します。

補助金額

エアコンの購入及び設置に要した費用の本人負担額（上限 10 万円）

注）東京ゼロエミポイント以外のポイントを利用したときは、利用後の金額が補助対象経費となります。

※ １世帯１台限りとなります。

対象経費

・本体購入費用　・設置費用　・配送費用　・撤去費用　・既存エアコンの処分に伴う収集運搬・リサイクル料金

お問い合わせ

〒190-0192　日の出町大字平井2780番地

日の出町役場　福祉総務課　地域福祉係　　TEL：042-588-4002（直通）

～ 裏面もご確認ください ～

受付期間・申請方法

＜申し込み期間＞

令和８年５月１日から令和9年１月31日まで（窓口にて申し込み）

・ 事前に町によるご自宅への訪問調査を受け、認定証が交付されてから購入・設置したエアコンが対象となります。認定証交付の前に購入・設置したエアコンは対象外です。

・ エアコンは町内の小売店舗等で購入する必要があります。

・ 認定証交付後は、令和９年２月28日までに購入・設置を完了していただく必要があります。

申し込み後の流れ

1. 「訪問調査申込書」を提出（提出先は、福祉総務課 地域福祉係 窓口）
2. ご自宅の訪問調査
3. 「訪問調査完了通知書兼助成認定証」の交付
4. エアコンの購入および設置
5. 「エアコン購入費助成金交付申請書兼請求書」を提出（必要書類を添付してください。）
6. 指定の口座へ支援金を支給

添 付 書 類

エアコンの購入・設置完了後に、以下の書類を請求書に添付してください。

1. 助成対象機器の購入及び設置に係る費用の支払及び内訳を確認できる書類の写し
 → 領収書の写し等（下記の内容が記載されているもの）※レシートは不可
 (1)支払者名 (2)購入店名 (3)購入金額
 (4)内訳明細(購入品目・単価・リサイクル費、東京ゼロエミポイント等)
2. 助成対象機器の形状、規格、型式、品番等を確認できるカタログ等
3. 本人確認書類の写し及び助成金の振込先を確認できる書類
4. 共有する住宅の場合又は自らが所有する住宅でない場合、助成対象機器を設置することについての当該住宅の他の共有者又は所有者の同意書（該当者のみ）
5. 助成対象機器の設置日を確認できる書類、写真等
6. 市町村民税均等割が非課税または均等割りのみ課税であることを証する書類（転入者のみ）

詳細については町のホームページをご確認ください。
「訪問調査申込書」もこちらのページからダウンロードできます。
その他の書類については、訪問調査時にご案内いたします。

町ホームページ

